- 1. これまでの経緯
- 2. 電気事業法の関係規定
- 3. 一般送配電事業者の事案に関する類型
- 4. 関係小売電気事業者の事案に関する類型
- 5. 非公開情報以外の情報管理
- 6. 議論いただきたい事項

電気事業法の関連規定

- ●一般送配電事業者等による行為規制に該当する条文の概要等を次頁以下に掲載。
- ●今般の一般送配電事業者に関する非公開情報の情報漏えい事案については、**電気事業法第23 条及び第23条の4**において情報の目的外提供の禁止や情報管理体制の構築について規定。
- ●電気事業法の規定に基づき、電取委は毎年、一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者に対し業務及び経理監査を実施。電気事業第23条の4に基づき、一般送配電事業者は体制整備等報告書を提出。

一般送配電事業者に課せられた行為規制(電気事業法上の規定①)

第22条の2(兼業の制限等)

- 一般送配電事業者は、小売電気事業・発電事業等を営んではならない。(=いわゆる法的分離)
- ただし、認可を受けた場合には小売電気事業・発電事業等(供給区域内の需要に応じるものに限る)を営むことができる。(= 沖縄電力については、法的分離が行われていない。)

第22条の3 (取締役・執行役の兼職の制限等)

- 一般送配電事業者の取締役又は執行役は、特定関係事業者(=グループ会社)に該当する小売電気事業者、発電事業者等の取締役、執行役その他業務を執行する役員又は従業者を兼ねてはならない。
- 一般送配電事業者は、小売電気事業・発電事業を営む**特定関係事業者の従業者**を、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務に従事させてはならない。(適正な競争関係を阻害するおそれがない場合を除く)

第23条(一般送配電事業者の禁止行為等)

- 一般送配電事業者は、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報を当該業務(及び再工ネ特措法の業務)の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。
- 一般送配電事業者は、その業務に関し、特定の電気供給事業者を不当に優先的に、あるいは不利に取り扱ってはならない。
- 一般送配電事業者は、通常の取引の条件と異なる条件で、特定関係事業者等と取引を行ってはならない。ただし、やむを得ない事情があり、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときはこの限りではない。
- 一般送配電事業者は、

 託送供給及び電力量調整供給の業務等を特定関係事業者及びその子会社等に委託してはならない。
 ただし、適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りではない。(注1)
- 一般送配電事業者は、最終保障供給・離島供給の業務を委託する際は公募しなければならない。
- 一般送配電事業者は、特定関係事業者から小売電気事業、発電事業等の業務を受託してはならない。ただし、適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として、経済産業省令で定める場合は、この限りではない。(注2)
- 注1) ①災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合、②業務受託者が一般送配電事業者の子会社である場合、③非公開情報を取り扱わない場合であって、小売事業等に影響を及ぼすことがなく、かつ合理的な理由があるもの等を除く。(施行規則第33条の9)
- 注2) ①災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合、②受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に不当に優先的あるいは不利に取り扱うものではない場合。

一般送配電事業者に課せられた行為規制(電気事業法上の規定②)

第23条の4(適正な競争関係を確保するための体制整備等)

- 一般送配電事業者は、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給及び電力量調整供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 一般送配電事業者は、**毎年、講じた措置を経済産業大臣に報告**。

施行規則第33条の15に規定された体制整備要件

- ①一般送配電事業者の業務と特定関係事業者の業務の室の区分(物理的隔絶)
- ②非公開情報(注1)の管理の用に供するシステムに係る要件。共用する場合は以下を確保。
 - 目的外に非公開情報を取り扱うことができないものであること。
 - 非公開情報ごとに、特定された者のみが当該情報を入手できるものであること。
 - 非公開情報を入手した者を**識別できる事項を日時とともに記録し保存**(5年間(ただし、2020年4月以降))<mark>できること。</mark>
- ③情報管理についての社内規定の作成
- ④情報管理についての社内規定の研修
- ⑤情報管理責任者(取締役又は執行役を充てる)の設置
- ⑥託送供給等部門と小売電気事業者・発電事業者との取引及び連絡調整等(軽微なものを除く)の経緯・内容を記録し保存(5年間(ただし、2020年4月以降))すること。
- ⑦法令遵守責任者の設置。
- ⑧特定関係事業者から独立した社内監視部門の設置、監視部門の監視結果の取締役会等への報告。
- 注1) 非公開情報の定義: 当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、 小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。(施行規則第33条の4において規定)

一般送配電事業者の特定関係事業者の規制(電気事業法上の規定)

第23条の2(従業者の従事制限)

• 一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者の従業員を、自社の小売電気事業等の業務運営において 重要な役割を担う従業者として従事させてはならない。

第23条の3(特定関係事業者の禁止行為等)

- 特定関係事業者は、第23条(一般送配電事業者の禁止行為等)に掲げる行為(=託送情報の提供、託送業務の委託等)をするように、一般送配電事業者に対して要求又は依頼してはならない。
- ※特定関係事業者:グループ内の発電・小売電気事業者及びその経営を実質的に支配している者

電気事業法上の行為規制のまとめ(事案に関係するもの)

一般送配電事業者の禁止行為

- 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用 者に関する情報を当該業務(及び再工ネ特措法の業務)の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は 提供することを禁止。(法第23条第1項第1号)
- 一般送配電事業者は、その業務に関し、**特定の電気供給事業者を不当に優先的に、あるいは不利に取り扱ってはならない**。(法第23条第1項第2号)
- 託送供給及び電力量調整供給の業務等を特定関係事業者及びその子会社等に委託することを禁止。ただし、 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合、等は除く。(法第23条第3項)
- ・ 一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理する体制の構築。(法第23条の4第1項)具体的には、システムについて、特定関係事業者と共用する場合には、①目的外に非公開情報(注)を取り扱うことができないものであること、(=一般的アクセス制御)②非公開情報ごとに、特定された者のみが当該情報を入手できるものであること、(=従業者ごとのアクセス制御)③非公開情報を入手した者を識別できる事項を日時とともに記録し保存(5年間(ただし、2020年4月以降))できること。(=アクセスログの保存)
- 注) 非公開情報とは、当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電 気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの

特定関係事業者の禁止行為

特定関係事業者は、第23条(一般送配電事業者の禁止行為等)に掲げる行為(=託送情報の提供、託送業務の委託等)をするように、一般送配電事業者に対して要求又は依頼することを禁止。

情報システムの行為規制に関する過去の議論(2017年10月)

送配電事業者に求める体制整備等の内容①(情報の適正な管理)

平成29年10月 第23回制度設計専門会合 資料3

- 情報の管理については、現行の電事法においても、送配電部門の中立性を確保するための措置として、情報の 目的外利用・提供の禁止が規定されている。(禁止行為)
- これに加えて、情報を適正に管理する体制の整備を義務付けるのは、競争関係に影響を与えるおそれのある送配電業務に関する情報が発電・小売事業者等に流出することをより確実に防止するため、そのおそれがある状況が生じないようにするもの。
- このような観点から、以下のような措置を求めることが適当ではないか。(省令で規定する措置)
- ○競争関係に影響を与えるおそれがある送配電業務に関する情報が発電・小売事業者等に流出するおそれがあると考えられる状況
- 送配電事業者と発電・小売事業者等が執務室を共用・隣接している場合において、書類の持ち出し・閲覧、音漏れ等によって 情報が流出
- 送配電事業者と発電・小売事業者等間で情報システムが共用されアクセス制限が不十分な場合に、送配電側のシステムにアクセスされ情報が流出
- 送配電事業者における情報管理が不十分(ずさん)な場合に、送配電業務に関する情報を誤って発電・小売事業者等に送付するなどにより情報が流出

競争関係に影響を与えるおそれがある送配電業務に関する情報が発電・小売事業者等に流出するおそれが生じないよう、 以下の情報管理体制の整備を求めることが適当ではないか。

- ① 建物を共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと
- ② 情報システムを発電・小売等と共用する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること(情報システムの論理的分割等)
- ③ 情報の適正な管理に係る規程の整備*1、情報管理責任者の設置*2、従業者の教育など、情報を安全に管理する ために必要な措置を講じること
- ※1:情報の適正な管理に係る規程には、送配電業務に関する情報を発電・小売等に提供する際には適切に情報を符号化することや、漏えい時の対応などを含める。
- ※2:情報管理責任者には取締役等を充てることとする。

情報システムの行為規制に関する過去の議論(2017年10月)

(参考) 制度設計WGにおける議論/他の法令における措置

平成29年10月 第23回制度設計専門会合 資料3

- ■改正電気事業法について議論した制度設計WGにおいては、情報の流出等により送配電事業者の中立性が害されることを防止する観点から、以下のような取組の必要性が議論されていた。
 - ① 建物について、別フロアとすることなどにより他社との物理的隔絶を担保し、かつ、イコールフッティングを確保しつつ、入室制限等を行うこと
 - ② システムについては、論理的な分割をすること
 - ③ 発電・小売事業者が送配電関連業務に関する情報を必要とする場合において提供する情報の符号化
- ■電気通信事業法においては、通信事業者のネットワーク部門の中立性を確保するための情報の適正な管理体制について規定されている。
- ■事業者に適切な情報管理を義務づけている他の法令の例としては、個人情報保護法がある。

情報システムの行為規制に関する過去の議論(2014年10月)

建物・システムを一般送配電事業者と共用する場合に必要となる規律

<論点>

第9回制度設計WG資料一部改变 平成26年10月

第9回電力システム改革専門委員会においては、必要な行為規制として「送配電関連業務に関する情報の符号化、 他社との物理的隔絶(入室制限等)等」としつつ「別建物までは要求しない」という方向性が示されているところ。 そこで、このことを前提として、建物・システムの共用に関して、どのような規律を設けるべきか。

<検討>

情報の流出等により一般送配電事業者の中立性が害されることを防止する観点から、以下の規律としてはどうか。

<方向性>

- 建物について、別フロアとすることなどにより他社との物理的隔絶を担保し、かつ、イコールフッティングを確保しつつ、入室制限等を行うこと
- (※)現行ガイドライン(適正な電力取引についての指針(公正取引委員会・経済産業省(平成23年9月5日))上、「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」として、同様の措置が求められているが、当該規律の重要性を踏まえ、今回の改正により、法令に基づき義務付けることとする。
- システムについては、論理的な分割をすること
- 発電・小売事業者が送配電関連業務に関する情報を必要とする場合において提供する情報の符号化



<参考>

- EU指令では、ITOは、ITシステム、設備、建物及びセキュリティアクセスシステムを垂直統合型事業者と共有してはならず、かかるシステム等のために同一の顧問や外部の請負業者を使用してはならないと定めている(17条5項)。
- ・電気通信事業では、N T TコミュニケーションズがN T T 東西の営業に直接関わる情報を検索できないよう、顧客情報データベースを 論理的に分割することとされている(実施計画 5 (9))。

情報システムの行為規制に関する過去の議論(2017年10月)

第23回制度設計専門会合(2017年10月26日)

○草薙委員

4ページの送配電事業者に求める体制整備等の内容で、※印の1番が分かりやすいと思いますけれども、情報の適正な管理に係る規程を定めて、「送配電業務に関する情報を発電・小売等に提供する際には適切に情報を符号化することや、漏えい時の対応などを含める」とございます。情報を符号化ということになりますと、単純な符号化も複雑な符号化もあろうかと思いますけれども、符号化の技術も陳腐化するものであろうかと思います。

○圓尾委員

4ページの情報の適正な管理の部分ですが、まず管理すべき情報ということで真ん中に書いてある「競争関係に影響を与えるおそれがある送配電業務に関する情報」が何を指すのかということをきちんと社員が理解していないと、情報の管理がそもそもできないということになります。我々の会社でいえば、インサイダー情報みたいなものもそうですけれども、何がこれに該当するのかということをきちんと社内的にも分かりやすく周知する、トレーニングするようなものをつくっていただきたいということ。それから、一番下の※印の1番ですけれども、漏えい時の対応というのも非常に重要だと思っていまして、どんなにしっかり管理しても、例えばエレベーターの中でつい聞いてしまったとか、間違えてメールを配信してしまったとか、いろいろなことが出てきます。漏えいというのは一定の確率で起きるものだという前提で、そのときに社員がどういう行動を起こして、どう管理すればいいかということも社内的にきちんと整備して周知していただきたいと思います。この辺が結構大事ではないかなと思いますので、コメントです。

○恒藤ネットワーク事業監視課長

草薙委員から、符号化のところは技術的にも進歩もあるのでというアドバイスもいただきましたので、ぜひそれも参考にこれから運用を進めていきたいと思っております。それから、システムの外部委託先についても、そこで情報漏えいなどが起きないような仕組みということも E U 指令の中ではあるということのご発言をいただきました。それについて、一つの方法としては、事業者が情報管理の規程をつくるようにということを求めることにしたいと考えてございます。その中で事業者が例えば委託先の管理をしっかりするということも書いていただくという方法があり得るかと考えてございます。それも私どもがしっかりチェックするような形で運用していってはどうかと考えてございます。

平成29年7月 第20回制度設計専門会合 資料3一部改変

業務委託の主なニーズ (一般送配電 → 発電・小売・関係会社)

- 一般送配電事業者が、現時点で、法的分離以降もグループ内の発電・小売又は関係会社への委託が必要と考えている主な業務は以下のとおり。
- 一般送配電事業者からグループ内の発電・小売又は関係会社への委託が法的分離後も必要と考えられている業務

(主に関係会社に委託するもの)

送配電設備の保守・修繕

巡視・点検・推議工事・樹木の伐採等

送配電設備設置等の建設工事

用地関係の手続・交渉

資機材の調達

送配電会社が決定した仕様に基づき面標材を調達

情報システムの間発・メンテナンス・管理

出向接針章商

定型的故管理整務

人事労務業務(給与計算): 經理業務

(主に発電部門に委託するもの)

発電所構内にある又は発電所に隣接する送配電設備 の運用・保守等

(主に小売部門に委託するもの)

夜間・休日の電話受付

経過措護約款の需要家への送電停止・再送電 (2020年度以降も残っている場合)

(さまざまなケースが考えられるもの)

災潤等非常時の供給支障対応業務 電医対応・責機材の緊急調達等

注)平成26年9月の電カシステム改革小委爵会制度設計WGにおいては、①顧客利使性の確保、②安定供給の確保、①効率性の著しい阻害の防止の観点から、一定の範囲内で発電・小売即門と送配電部門との業務連携を認めるべきとの議論があった。

業務委託の禁止の例外についての考え方(案)

平成29年7月 第20回制度設計専門会合 資料3一部改変

- 改正電事法が送配電事業者による業務委託を禁止する趣旨は、以下の①・②・③のような行為を通じて送配電部門の中立性が損なわれることを防止するためと考えられる。
- これを踏まえると、以下の①・②・③のいずれのおそれもない業務委託については、適正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止の例外としても問題ないのではないか。

中立性阻害のおそれのある委託

①委託を受けた発電・小売事業者等が、その送配電の業務を適して競合他社等の情報を得て、自らの 発電・小売事業に活用するおそれ



A 送配電のみが知り得る情報(発電・小売が利用できるもの)を取扱う業務の委託

(2)委託を受けた発電・小売事業者等が、その送配 電の業務を自社の発電・小売事業が有利になるよ う (総合他社が不利になるよう) 実施するおそれ



業務の実施方法等に受託者に一定の裁離があり。
B 発電・小売事業者の競争条件に影響を与えることができる業務の委託

ゴグループ内の発電・小売事業者等のみが、競争 することなく収益機会を得るおそれ



○ 合理的な理由がないにもかかわらず公募・入札等を せずに実施する業務の委託

- 上記A・B・Cのいずれにも該当しない業務の委託は、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、 額止の例外としても問題ないのではないか。
- 2. 上記A・B・Cに部分的に該当する委託であっても、災害時の復旧対応など頻度が極めて小さい場合には、 適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、禁止の例外としても問題ないのではないか。(業務の内 容及び頻度等を踏まえて総合的に判断。)
- 一般送配電事業者の子会社等への業務委託については、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、 禁止の例外としても問題ないのではないか。
- ※ グループ内の発電・小売事業看等との取引による不当な利益移転の防止は別途。取引条件に関する規制(第23条第2項)で担保。フ

業務受託の制限の例外についての考え方(案)

平成29年7月 第20回制度設計専門会合 資料3一部改変

- 改正電事法が送配電事業者による業務受託を制限する趣旨は、以下の①又は②のような行為を 通じて送配電部門の中立性が損なわれることを防止するためと考えられる。
- これを踏まえると、受託によっても、以下の①又は②のいずれのおそれもない業務受託については、適 正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止の例外としても問題ないのではないか。。

中立性阻害のおそれのある受託

①委託を受けた一般送配電事業者が、送配電に係る経営資源を不当に投入する、関連する 送配電業務を一部歪めるなどを通じて、受託 した業務の成果を高め、グループ内の発電・小 売事業者を支援するおそれ



送配電事業者のみが知り得る情報や送配電事業の人 的・物的資源を不当に活用して、あるいは、関連する送 配電業務の実施を変更・調整するなどして、受託した 業務の成果を高めることができる業務の受託

②選択的に受託することにより、グループ内の発 電・小売事業者を支援するおそれ



B 合理的な理由なくグループ内の発電・小売事業者以外 からは受託しないなど、グループ内外で条件等に差を設 けた業務の受託

- 上記A又はBのいずれにも該当しない業務の受託は、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、 禁止の例外としても問題ないのではないか。
- 2. 上記A又はBに、部分的に該当する受託であっても、災害時の復田対応など競度が極めて小さい場合については、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、禁止の例外としても問題ないのではないか。 (業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断。)
- ※ グループ内の発電・小売事業者等との取引による不当な利益移転の防止は別途。取引条件に関する規制(改正電事法第23条第2項)で担保。

第20回制度設計専門会合(2017年7月28日)

○草薙委員

本日、業務委託の禁止の例外についての考え方を検討するということですけれども、6ページの注)のところにもありますとおり、顧客利便性の確保、安定供給の確保、効率性の著しい阻害の防止の観点から、一定の範囲内で認めることがあり得るというのであって、例外がたくさんあって、むしろ例外が原則に変わっていくなどということがないように気をつけていただきたいと願っております。

現在、託送のシステムと小売のシステムを一元的に使っておられるというような場合に、法的分離後もお互いの情報システムを使いたいというようなことがあるかもしれませんけれども、旧一般電気事業者におかれましては、2020年に向けて、そもそもグループ他社に簡単に委託せざるを得ない状況に陥らないように、特に送配電部門の情報システムの維持管理体制はしっかりと一般送配電事業者に分ける準備をしていただきたいと思います。

そして、例えば9ページのAで、送配電事業者のみが知り得る情報とか、その次の行の、不当に活用、そしてBのところでも、合理的な理由なく、そういった文言があります。7ページの方ですと、Aの方では、送配電のみが知り得る情報、Bで、受託者に一定の裁量、Cで、合理的な理由がないにもかかわらず、このような文言が入っておりますけれども、これらが極めてクリティカルになると思います。この判断をどうするのかなのですけれども、これは一つひとつ監視委員会がチェックを入れるということでお考えなのか確かめたいと思います。よろしくお願いします。

○中野九州電力コーポレート戦略部門部長

今ご議論いただきました資料3のところでございますが、4スライド目にも、6スライド目にも書いてございますように、過去の制度設計WGにおきまして、一般送配電事業者の中立性、公平性の確保を大前提にということで顧客の利便性の確保、それと安定供給の確保等の観点から、一定の範囲内で発電・小売と送配電部門の業務連携を認めるべきという話が記載されてございます。これまで私どもはグループ企業ということで連携して災害時の早期復旧を含めた安定供給の確保や、お客様の利便性、それと業務効率性の確保に努めてまいってきております。法的分離を期に、こういった受委託が幅広に規制されるということになりますと、お客様にも支障が出てくるということがありますので、そこを少し心配をしているところでございます。私どもとしましては、法的分離後も一般送配電事業者の中立性確保大前提ということはいわずもがなでございますが、業務の受委託などにおいて一層適切に対応していきたいと思ってございます。

○恒藤ネットワーク事業監視課長

これをどうやって監視していくのかということでございますが、これは大臣と、それから、大臣から委任された当委員会で、まず業務の監査をやり、また必要に応じて報告を求めることができる。それから、立入検査もできるという規定になっておりまして、この立入検査については、送配電事業者のみならず、発電・小売事業者にも立入りができるとなっておりますので、こういった法律上の規定に基づきまして、当委員会がすべてといいますか、仮に送配電事業者から発電行為などに委託などがある場合には、それがどういうものをやっているのかということをみて、例外にあたっていないものをやってないかということをチェックするということだと考えております。もちろん原則禁止で、ごく一部例外だという趣旨を踏まえてしっかりやっていくことを考えてございます。

電力・ガス取引監視等委員会が行う監査

- 電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法第105条(及び第114条第2項の規定に基づく経済産業大臣から委員会への委任)の規定に基づき、毎年、一般送配電事業者の業務及び経理の監査を実施。
 - ※みなし小売電気事業者についても、電気事業法等の一部を改正する法律附則第21条の規定(及び同附則第25条の10第2項の規定に基づく経済産業大臣から委員会への委任)の規定に基づき、毎年、委員会はみなし小売電気事業者の業務及び経理の監査を実施。
- 一般送配電事業者に対する監査事項については、電気事業法第23条の4(同法第27条の1 2及び第27条の12の13において準用する場合を含む。)の規定に基づく体制整備等に関する 事項を確認。具体的な確認事項は以下のとおり。
 - ①一般送配電事業者とみなし小売電気事業者が同居する建物についての物理的隔絶実施状況の確認
 - ②託送供給等業務に係る非公開情報の管理用システムのアクセスログの保存状況の確認やアクセス 権限が与えられていない職員がシステムにログインできない状況の確認
 - ③情報管理規程及び公平性担保規程等などの作成状況の確認
 - ④情報管理規程等を遵守させるための役職員への研修実施状況の確認 等

体制整備等に関する事項を確認することとした2020年度以降、これまでの監査においては、一般送配電事業者に対する上記事項について指摘事項はなかった。

※本年度の監査においては、一般送配電事業者の情報漏えい事案を受けた電力・ガス取引監視等委員会からの緊急点検の内容を 踏まえ、情報管理についての監査を強化。

電気事業法第23条の4第2項に基づく体制整備等報告書①

● 電気事業法第23条の4第2項に基づき、一般送配電事業者から体制整備等報告書が提出されており、非公開情報の管理の用に供するシステムについて、複数の会社からアクセス制御に関する不備を社内の監視において発見したとの報告があったが、**非公開情報の漏えいに至る事案ではなく、既に対処済み**であるとの報告であった。その他の会社からは、情報管理に関し、適切に体制が整備されているとの報告であった。

2021年度	報告書における記述
北海道電力NW	当社では、これらのシステムのうち特定関係事業者と共用しているシステムは施行規則第33条の15第1項第2号イ、口の要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、定期的に確認を行い、適正な権限付与の維持を図っております。
東北電力NW	これらのシステムのいずれについても,施行規則第33条の15第1項第2号イ,口の要件に則り,その利用権限の適正な管理のために,当該システムを利用する業務を特定し,それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお,付与した権限については,定期的に確認を行い,適正な権限付与の維持を図っています。
東京電力PG	当社では上記 (1) (2) のいずれのシステムについても,第2号イ,口の要件に則り,その利用権限の適正な管理のために,当該システムを利用する業務を特定し,それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお,付与した権限については,定期的に確認を行い,適正な権限付与の維持を図っております。上記(1)のシステムのうち,供給地点特定番号を照会するシステムについては,2020年4月1日から2021年5月19日にかけて,アクセス権限の削除機能設定誤りがあったことから2021年5月19日に託送供給等部門以外のシステム利用権限が無効となる措置を講じており,同年6月4日にアクセス権限の削除機能の改修を完了しております。(2020年度体制整備等報告書で報告済み)
中部電力PG	これらのシステムのいずれについても施行規則第33条の15第1項2号イ、口の要件に則り、その利用権限を適正に管理するため、当該システムを利用する業務を特定し、特定した業務に従事する利用者へ限定して権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、定期的に確認を行い、適正な権限付与の維持を図っております。なお、2021年度に総務部が実施した調査により、「お客さまサービスシステム(上記1および2に該当)」において、特定関係事業者であるためアクセス権限を有するべきでない中部電力株式会社東京支社が当該システムにアクセスできる状態にあったことが判明しました。これを受け、2021年12月に当該システムの改修を行い、当該事業者が当該システムにアクセスすることを不可能としました。 さらに、本調査により、新たに18システム(上記3に該当)が非公開情報の管理の用に供するシステムに該当することが判明しました。当該18システムのうち8システムについては施行規則第33条の15第1項第2号に抵触する不備がありました。不備のあったシステムうち4システムについては2021年度中にそれらの不備を解消しましたが、残り4システムについては2021年度末の時点では不備の解消に必要なシステム改修が完了しておらず、全ての不備の解消は2022年度上期中が目途となります。
北陸電力送配電	これらのシステムについて、特定関係事業者と共用している場合は、施行規則第33条の15第1項第2号イ、口の要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、適時見直しを行い、適正な権限付与の維持を図っています。

電気事業法第23条の4第2項に基づく体制整備等報告書②

2021年度	報告書における記述
関西電力送配電	これらのシステムのいずれについても、施行規則第33条の15第1項第2号イ、口の要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、定期的に確認を行い、適正な権限付与の維持を図っています。
中国電力NW	上記のシステムのうち、託送に関する業務処理を行うシステムにおいて、第2号イ、口の要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、定期的に確認を行い、適正な権限付与の維持を図っております。しかしながら2021年度に、非公開情報の管理の用に供するシステムのうち、営業に関する業務処理を行うシステムと送変配電に関する業務処理を行うシステムにおいて、第2号イ、ロ、八の要件に対する不適合事案が、以下のとおり判明しております。営業に関する業務処理を行うシステムのうち、「スマートメーター運用管理システム」のログの保存期間が6カ月間である不適合事案が2021年4月28日に判明し、その後、送変配電に関する業務処理を行うシステムのうち、「送変電設備管理システム」のアクセス制限の不適合事案が2021年7月29日に判明したことから、2021年8月2日に取締役をチームリーダとした特別対応チームを設置し、当社が利用する全システムについて総点検を実施しました。その結果、点検対象155システムのうち、当初判明していた前述の不適合事案2件のシステムを含めた9システムにおいて不適合が判明したため、すみやかに改修を実施し、2021年11月25日にすべてのシステムの改修を完了しております。判明した不適合の概要と改修完了日は、表1(※)のとおりです。不適合が判明した9システム以外の営業に関する業務処理を行うシステムにおいては、託送に関する業務処理を行うシステムと同様に適切に実施しております。※表1の9システム中、3システムについて、アクセス制限の不備が判明。
四国電力送配電	当社では次のシステムのいずれについても、第2号イ、口の要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、定期的に確認を行い、適正な権限付与の維持を図っております。
九州電力送配電	これらのシステムのいずれについても、施行規則第33条の15第1項第2号イ、ロの要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、定期的に棚卸を行い、適正な権限付与の維持を図っております。
沖縄電力	これらのシステムについては、施行規則第33条の15第1項第2号イ、口の要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、定期的に確認を行い、適正な権限付与の維持を図っております。

電気事業法第23条の4第2項に基づく体制整備等報告書③

2020年度	報告書における記述
北海道電力NW	当社では、これらのシステムのうち特定関係事業者と共用しているシステムは、施行規則第33条の15第1項第2号イ、口の要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、定期的に確認を行い、適正な権限付与の維持を図っております。
東北電力NW	これらのシステムのいずれについても、施行規則第33条の15第1項第2号イ、口の要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、 当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、 定期的に確認を行い、適正な権限付与の維持を図っています。
東京電力PG	当社では上記(1)(2)のいずれについても、第2号イ、口の要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、定期的に確認を行い、適正な権限付与の維持を図っております。(中略) 上記(1)のうち、託送関連業務を管理するシステムについては、2020年9月9日にアクセス権限の設定誤りが判明したため、同日に、託送供給等部門以外のシステム利用権限が無効となる措置を講じており、同年9月10日に、アクセス権限の改修を完了しております。また、上記(1)のうち、供給地点特定番号を照会するシステムについては、2021年5月19日にアクセス権限の削除機能の不備が判明したため、同年5月19日に、託送供給等部門以外のシステム利用権限が無効となる措置を講じており、同年6月4日に、アクセス権限の削除機能の改修を完了しております。なお、同年5月21日にシステムの操作者が非公開情報にアクセスした際の記録の保存期間が不適切であったことが判明したため、同年6月10日に保存期間を5年間とする対策を実施しており、同年5月21日から残存していた同年5月14日以降の記録を保存する対策を実施しております。 上記(2)のうち、需給実績データを提供する業務処理を行うシステムについては、操作者のシステムアクセス日時のみの記録、保存を実施することによる運用をいたしておりましたが、利用状況が適正であったことを確認しております。ただし、2020年11月20日に託送供給等部門以外のシステム利用権限を無効とする措置を講じております。なお、当該システムは2021年3月31日をもって廃止しております。
中部電力PG	これらのシステムのいずれについても施行規則第33条の15第1項2号イ、口の要件に則り、その利用権限を適正に管理するため、当該システムを利用する業務を特定し、特定した業務に従事する利用者へ限定して権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、定期的に確認を行い、適正な権限付与の維持を図っております。あわせて、施行規則第33条の15第1項2号八の要件に則り、非公開情報の管理の用に供するシステムにおいて、システムの操作者が非公開情報にアクセスした際に、当該操作者を識別することができる事項、当該操作者が入手した非公開情報の内容およびアクセスした日時について記録・保存を実施しております。保存期間については、操作者が当該システムを使用した日から5年間としております。なお、2017年6月より運用している特別高圧以上の送変電設備に関する熱容量の空容量を社外公表するためのデータを登録する「系統情報公開システム(上記4に区分)」において、当該システムは非公開情報を管理しているものの、アクセスした日時の記録・保存期間が90日であったこと、操作者がアクセスした日時と氏名のみを記録・保存する機能であったことが、2020年11月に実施した監視部門の監視により判明しました。これを受け、2020年12月から2021年1月にかけて当該システムを改修し、記録・保存期間を5年間とすること、アクセスした日時と氏名に加えてデータファイル出力状況を記録・保管するように変更しました。

電気事業法第23条の4第2項に基づく体制整備等報告書④

2020年度	報告書における記述
北陸電力送配電	これらのシステムについて、特定関係事業者と共用している場合は、施行規則第33条の15第1項第2号イ、口の要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、適時見直しを行い、適正な権限付与の維持を図っています。
関西電力送配電	これらのシステムのいずれについても、施行規則第33条の15第1項第2号イ、口の要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、 当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステムの利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限について は、定期的に確認を行い、適正な権限付与の維持を図っています。
中国電力NW	当社では上記のシステムのいずれについても、第2号イ、口の要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、定期的に確認を行い、適正な権限付与の維持を図っております。 (中略) 営業に関する業務処理を行うシステムのうち、スマートメーター運用管理システムにおいては、口グの保存期間が6カ月間であることが2021年4月28日に判明したため、ログの保存期間について6カ月間から5年間への改修を2021年6月18日付で完了しております。システムの不備の期間は、2020年4月1日から2021年6月17日となります。 なお、不備が判明した時点において、残存していた2020年10月25日以降のログを一時的にコピーし退避・保存する暫定対策を実施しております。ログを保存できていない期間は、2020年4月1日から2020年10月24日となります。 スマートメーター運用管理システム以外の営業に関する業務処理を行うシステムにおいては、託送に関する業務処理を行うシステムと送変配電に関する処理を行うシステムと同様に適切に実施しております。 なお、非公開情報を有するシステムのうち、中央給電指令所等の制御系システムについては、執務室への入退室管理を徹底し、5年間の入退室記録等を保存することとし、送変配電に関する業務処理を行う一部のシステムについては、操作者のシステムアクセス日時のみの記録、保存を実施することによる運用をいたしておりましたが、利用状況が適正であったことを確認しております。
四国電力送配電	当社では次のシステムのいずれについても、第2号イ、口の要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、定期的に確認を行い、適正な権限付与の維持を図っております。
九州電力送配電	これらのシステムのいずれについても、施行規則第33条の15第1項第2号イ、口の要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、 当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、 定期的に棚卸を行い、適正な権限付与の維持を図っております。
沖縄電力	これらのシステムについては、施行規則第33条の15第1項第2号イ、口の要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、定期的に確認を行い、適正な権限付与の維持を図っております。

命令・勧告・罰則等について(一般送配電事業者関係)

●電気事業法上の規定において、今般の一般送配電事業者の非公開情報の漏えい事案に関係しうる 一般送配電事業者に対しての命令・勧告等については、経済産業大臣による命令が第23条第6項 (禁止行為の停止命令)、第27条(業務改善命令)、電力・ガス取引監視等委員会による勧告が第66条の12に定められている。

一般送配電事業者関係

第23条第6項(一般送配電事業者の禁止行為等)

- 経済産業大臣は、第23条第1項各号に掲げる行為規制違反があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。
 - → 当該命令の違反については、**300万円以下の罰金**(第118条第1項第1号)

第27条第1項(業務改善命令)

- 経済産業大臣は、一般送配電事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般送配電事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。
 - → 当該命令の違反については、**300万円以下の罰金**(第118条第1項第1号)

第66条の12 (勧告)

- 電力・ガス取引監視等委員会は、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、 必要な勧告をすることができる。
 - → 当該勧告を受けた電気事業者が、**正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたとき**は、電力・ガス取引監視 委員会は**その旨を経済産業大臣に報告**し、経済産業大臣が報告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(備考)

第66条の13に基づき、電力・ガス取引監視等委員会は、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めると きは、経済産業大臣に対し、必要な措置をとることを求めることができる。**この必要な措置には、事業者に対して行政処分をとることを含む**と介される。

命令・勧告・罰則等について(関係小売電気事業者関係)

●電気事業法上の規定において、今般の一般送配電事業者の非公開情報の漏えい事案に関係しうる 関係小売電気事業者に対しての命令・勧告等については、経済産業大臣による命令が第23条の2第2項(禁止行為の停止命令)、第27条(業務改善命令)、電力・ガス取引監視等委員会による勧告が第66条の12に定められている。

関係小売電気事業者関係

第23条の3第2項(特定関係事業者の禁止行為)

- 経済産業大臣は第23条の3に掲げる行為(第23条の一般送配電事業者の行為規制に違反する行為を要求又は依頼すること)があると認めるときは、特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。
 - → 当該命令の違反については、300万円以下の罰金(第118条第1項第1号)

第2条の17 (業務改善命令)

- 経済産業大臣は、小売電気事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般送配電事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。
 - → 当該命令の違反については、300万円以下の罰金(第118条第1項第1号)

第66条の12(勧告)※再掲

- 電力・ガス取引監視等委員会は、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、 必要な勧告をすることができる。
 - → 当該勧告を受けた電気事業者が、**正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたとき**は、電力・ガス取引監視 委員会は**その旨を経済産業大臣に報告**し、経済産業大臣が報告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(備考:再掲)

第66条の13に基づき、電力・ガス取引監視等委員会は、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めると きは、経済産業大臣に対し、必要な措置をとることを求めることができる。この必要な措置には、事業者に対して行政処分をとることを 含むと介される。

命令・勧告・罰則等について(報告徴収・立入検査関係)

●電気事業法上の規定において、今般の一般送配電事業者の非公開情報の漏えい事案に関係しうる報告徴収、立入検査等については、報告徴収が第106条、立入検査が第107条、体制整備等報告書の提出が第23条の4第2項に定められている。

一般送配電事業者・関係小売電気事業者共通 (第23条の4第2項を除く)

第106条 (報告の徴収)

- 経済産業大臣(及び第114条第1項の規定により委任された電力・ガス取引監視等委員会)はこの法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者及び一般送配電事業者等に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。
 - → 当該報告又は資料提出の拒否又は虚偽の報告又は資料提出については、**30万円以下の罰金**(第120条第1項 第13号)

第107条(立入検査)

- 経済産業大臣(及び第114条第1項の規定により委任された電力・ガス取引監視等委員会)は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
 - → 当該審査又は検査を拒み、妨げ、忌避した場合については、**30万円以下の罰金**(第120条第1項第9号)

第23条の4第2項(体制整備等報告書)

- 一般送配電事業者は、第23条の4に関してとった措置を、毎年、経済産業大臣に報告する。
 - → 当該報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、**30万円以下の罰金**(第120条第1項第4号)